

平成31年度社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札要項

《 国立エリア 》

平成31年度 給食食材納入事業者選定について、社会福祉法人国立保育会の経理規程に基づき以下の事項を定めます。

【調達品の定義】

本入札による調達品は、社会福祉法人国立保育会が運営している保育園の内、国立保育園・北保育園・きたひだまり保育園・(仮)国立ひまわり保育園の平成31年8月1日から平成32年7月31日に使用する給食食材全般とし、その内容については、平成31年度社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札用納入食材表（別紙3以下「納入食材表」とする）のとおりとします。

【予定価格】

年間予定価格を設定します。なお、本入札に関わる金額は特段の指定がある場合を除き、原則として消費税別の金額とします。

国立エリア	予定価格（税別）
国立保育園（35,380食） 北保育園（35,380食） きたひだまり保育園（24,490食） (仮)国立ひまわり保育園（25,700食）	¥ 36,285,000

【入札方法と応札手順】

書面による入札参加条件付き一般競争入札とします。応札の手順としては、以下のとおりです。

事前に社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定書面入札参加申込書（別紙1以下「入札参加申込書」とする）を平成31年5月27日までに入札書郵送先に提出してください。

その後、入札金額を記入した社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定書面入札書（別紙2 以下「入札書」とする）を、事業者名および「給食食材納入事業者選定入札書在中」と記した封筒に入れ、厳重に封緘し、入札書郵送受け付け期限内に入札書郵送先に送付する方法とします。

【入札参加条件】

- ・牛乳・肉・魚・豆腐・米・野菜・乾物・調味料等、パン以外の全ての食材が納入可能であること。
- ・平成31年度 社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札に関する仕様書（別紙5 以下「仕様書」とする）をよく理解し、その内容を遵守すること。
- ・事業者の代表者、役員及びその親族が、当法人の役員、職員及びそれらの親族等と特殊な関係にないこと。

【入札情報の公開方法】

- ・入札情報の公開期間内に、国立保育園、北保育園、西国分寺保育園、富士本保育園、きたひだまり保育園、宮前おおぞら保育園、上井草保育園の屋外掲示板に掲示します。

- ・入札情報の公開期間内に、社会福祉法人国立保育会本部ホームページの「調達」ページに入札情報を掲出します。

【入札情報の公開期間】

平成31年4月1日から平成31年5月31日（2か月間）とします。

【入札説明会】

平成31年4月1日から平成31年5月31日の間に、事前に予約のあった入札予定者向けに、上井草保育園内、本部事務局にて個別におこないますので、お気軽にお申し込みください。

【入札書郵送受け付け期限】

平成31年6月3日必着とします。

【入札書郵送先】

社会福祉法人国立保育会 本部事務局宛
〒167-0023 東京都杉並区上井草3-25-19（上井草保育園内）

【入札書の記入方法】

- ① 入札予定者は、納入食材表に記載されている全ての品名について、納入できることを確認してください。
- ② 年間契約提示金額を入札金額欄に記入してください。
- ③ 入札書には記入日付、住所、事業者名、代表者名を記入し、代表印を押印してください。
- ④ 前述の入札書を角2封筒に入れて厳重に封緘し、その封筒の表面に事業者名および「給食食材納入事業者選定入札書在中」と記入し、入札書郵送受け付け期限までに入札書郵送先に送付してください。

【開札方法と落札者の選定基準】

- ・開札日時は平成31年6月4日午前10時30分からとし、上井草保育園にて社会福祉法人国立保育会契約担当者のもとに開札します。
- ・開札立会人は法人理事長、理事2名、監事1名とします。
- ・開札見学を希望される場合は、入札参加申込書にその旨を記入してください。
- ・開札は以下の手順で行います。
 - ① 提出された角2封筒を開封し、入札書を取り出す。
 - ② 取り出した入札書の記載内容を確認する。
 - ③ 入札書の記載内容を入札金額の低い順に社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札書集計表（以下「別紙4」とする）に記入する。整合性のない入札や記載内容に誤りのある入札は失格とする。失格となった入札についても、失格の概要を別紙4に記入する。
 - ④ 作成した別紙4を立会人に確認してもらい、作成に誤りがなければ署名捺印を受ける。
 - ⑤ 落札者の選定は入札書に記載された入札金額が予定価格以下で、かつ、最も低い価格を提示した者から順に選定し、第一順位の者を落札者とする。
 - ⑥ 全ての開札が終了したら、落札者を理事長が立会人に向けて発表する。
 - ⑦ 理事長の発表に対して立会人から特に異議がない場合、開札を終了する。

【落札者と落札金額の公示】

- ・平成31年6月5日以降、落札者および落札金額を、国立保育園、北保育園、西国分寺保育園、富士本保育園、きたひだまり保育園、石神井公園こぐま保育園、宮前おおぞら保育園、上井草保育園の屋外掲示板に掲示します。
- ・平成31年6月5日以降、落札者および落札金額を、社会福祉法人国立保育会本部ホームページの「調達」ページに入札情報を掲出します。

【落札者との契約】

平成31年6月30日までに落札者と給食食材納入契約を締結させていただきます。

【契約期間】

平成31年8月1日から平成32年7月31日まで。

【契約等についての確認・注意事項】

- ・本入札による契約期間は国立エリアの国立保育園・北保育園・きたひだまり保育園・(仮)国立ひまわり保育園の平成31年8月1日から平成32年7月31日まで。
- ・ただし、本契約予定期間満了後も、契約満了日の翌日から1年単位で、随意契約にて契約更新させていただく場合があります。
- ・落札者と発注者は、原則として、年間金額契約を締結します。
- ・納入食材表に記載している予定数量は、1年間の統一献立を基にした使用予定数量であるため、発注を確約するものではありません。
- ・入札書の金額、氏名(名称)、印影若しくは重大な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたときは、その入札を無効と判断させていただく場合があります。
- ・落札者は、既に提出した入札書を書換えまたは引換えもしくは撤回することができません。

【その他】

この規定にない事項については、社会福祉法人国立保育会経理規程に基づき決定します。なお、必要に応じて理事会の承認を得ることとします。

以上

社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定書面入札参加申込書

平成31年6月4日に開催される社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定書面入札に参加します。なお、入札の結果、落札者として選定された場合には、入札書に記載した内容を確実に履行することを約束します。

【入札事業者】

記入日付 平成 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

【開札見学希望】

平成31年6月4日午前10時30分からおこなわれる開札の見学を

希望する

希望しない

社会福祉法人国立保育会 理事長 殿

社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定書面入札書

《 国立エリア 》

本入札書は以下の品目群名についての入札金額を示したものです。

以下の品目群名について、本入札書に添付提出した納入食材表（別紙3）に記載されたすべての商品を、平成31年8月1日から、社会福祉法人国立保育会（以下「発注者」とする）の発注に応じ、発注者の指定する保育園に給食食材として納入することを確約します。

入札金額は消費税を除いた額で以下のとおりです。

【入札金額】									円

(注) 金額は算用数字を表示し、先頭に¥を必ず記入すること。

【入札事業者】

記入日付 平成 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

Ⓧ

社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札書集計表

《 国立エリア 》

以下の表の入札者及び入札価格は、入札者から投じられた入札書に記載された内容と相違ありません。

価格の 低い順	入札者	入札価格（税別）	特記事項	落札 判定
1		円		
2		円		
3		円		
4		円		
5		円		

立会人の確認署名

平成31年6月4日

職名 監事 氏名（自署） _____

職名 理事長 氏名（自署） _____

職名 理事 氏名（自署） _____

職名 理事 氏名（自署） _____

平成31年度社会福祉法人国立保育会給食食材納入事業者選定入札に関する仕様書

《 国立エリア 》

本仕様書は、平成31年度社会福祉法人国立保育会(以下「発注者」とする)給食食材納入事業者選定入札(以下「本入札」とする)に関して、入札事業者が遵守すべき事項について定めたものであるとともに、入札終了後の受注者として遵守すべき事項も定めたものです。入札事業者においては、本仕様書の内容に従ってご入札いただくことをお願い致します。

1. 入札事業者の本入札参加条件は以下のとおりとする。
 - ① 入札事業者は、入札日時時点で公立小中学校もしくは認可保育所等への納入実績があること。
 - ② 入札事業者は、法令に基づき許可が必要な食材を扱う際の許可を受けており、現にその許可の効力を有していること。
 - ③ 入札事業者は、入札日から起算した過去2年間において、法令等に基づく行政処分を受けていないこと。
2. 受注者が食材を発注者に納入する際は、以下のとおりとする。
 - ① 受注者は、納入する食材について、生産から配送までの安全管理、衛生管理を徹底すること。
 - ② 受注者は、現に仕入れ能力を十分に有していること。
 - ③ 受注者は、必要に応じた製造加工能力を十分に有していること。
 - ④ 受注者は、本入札の対象となっている発注者の運営する保育所に、下表の納入時間帯に納入できる配送能力を有していること。

国立エリア		発注者が指定する納入時間帯
国立保育園	・ きたひだまり保育園	前日13時00分から16時00分
北保育園	・ (仮)国立ひまわり保育園	※土曜9時00分から12時00分

- ⑤ 受注者は、納入食材表(別紙3参照)の単位に基づいて納入すること。
- ⑥ 受注者は、食材の品質維持のため、専用箱等で適切に梱包し納入すること。
- ⑦ 受注者は、調味料等のように量り売りまたは大・中・小の食品の規格がある場合は、発注量に合わせて納入すること。
- ⑧ 受注者は、保管、配送など自らの管理下で食材を取り扱う際には、厚生労働省発行の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて行なうこと。
- ⑨ 受注者は、発注者が遅くとも納入日の7日前までに食材の品目数量などを発注するので、その発注についての納入の可否を、納入日の3日前までに発注者に連絡すること。ただし、日曜祝日を含む場合は、その日数を除いた3日前とすること。
- ⑩ 受注者は、発注者の緊急的かつ軽微な追加納入依頼や食材の変更等には、柔軟に対応すること。
- ⑪ 受注者は、納入時の発注者の検品の際、食材に異常等が認められた場合は、速やかにその食材を交換すること。また、検品の事後であっても、明らかに発注者の責によらない異常等が認められた場合は、受注者は同様の措置を講ずること。

- ⑫ 受注者は、錯誤等により、納入数量の不足等を生じさせた場合は、不足分を直ちに納入すること。
 - ⑬ 受注者は、災害時には発注者と相互に協力し、保育所給食の維持に努めること。
3. 受注者が発注者に納入する食材の品質や年間価格等については、以下のとおりとする。
- ① 納入する食材の具体的な種類・仕様等については、納入食材表の記載のとおりとすること。なお、加工が必要な場合は受注者において加工すること。
 - ② 納入食材表の記載以外の食材については、別途発注者と打ち合わせの上、仕様を決定すること。ただし、発注者から受注者にカット野菜の納入依頼があった場合は、これに応ずること。
 - ③ 受注者は発注者の求めに応じ、納入する食材について、検査用見本を提出すること。
 - ④ 受注者は発注者の求めに応じ、納入する食材について原材料の情報を提出すること。また、商品の原材料等が変更となった場合は速やかに発注者へ変更内容を報告すること。
 - ⑤ 納入する食材は、基本的に日本国産のものとする。
 - ⑥ 納入する食材は、品質、鮮度の良いものとする。
 - ⑦ 納入する食材の内、生鮮食品、加工品、調味料等は、賞味期限、消費期限、原料、製造場所等が明らかなものとする。
 - ⑧ 納入する食材の内、野菜、果物については、可能な限り産地の表示に努めること。
 - ⑨ 納入する食材の内、果物、ミニトマト等は、可能な限り食材の大きさを揃えること。
 - ⑩ 納入する食材の添加物については、原則として、発注者が納入食材表に品名を指定したものを除き、不使用とすること。
 - ⑪ 納入する食材は、出荷制限などに該当する産地のものは納入しないこと。
 - ⑫ 納入する食材は、放射能や残留農薬、抗生物質等、社会的に問題になったものについては、客観的な安全性が証明できるものとする。
 - ⑬ 食材の納入に係る経費については、受注者の負担とすること。
 - ⑭ 価格変動などが生ずる場合には、受注者は発注者の了承を得ずに納入価格を変更しないこと。
4. 食品細菌検査等の結果については、以下のとおりとする。
- ① 受注者は、発注者の求めに応じ、食品細菌検査結果を提出すること。
 - ② 受注者は、納入食材の調達、配送等に携わる従業員の検便を月1回以上実施し、その結果を発注者へ報告すること。
 - ③ 受注者の責に帰すべき理由により、発注者に損害を与えた場合、受注者はその損害を賠償すること。
5. 前述以外の事項については、以下のとおりとする。
- ① 受注者は、発注者が実施する食育活動に積極的に協力すること。
 - ② 受注者は、発注者が主催する定期的な懇談会に積極的に参加すること。
6. その他
- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議し、決定すること。

以上